

医療機関の相続について その6

医療機関の相続について5回に渡ってお伝えしてきましたが、今月は相続(税)について大きく変わる改正が出てきました。

- ①相続税の基礎控除の引き下げ
- ②相続税の最高税率の引き上げ
- ③死亡保険金に係る非課税限度額の見直し
- ④子や孫への贈与税率の緩和

全体的に相続税と言う税金については増税の傾向にあります。

- ①基礎控除については、従来

5000万円 + 法定相続人 × 1000万円

でしたが、これが6割、即ち

3000万円 + 法定相続人 × 600万円

となります。

- ②については、最高税率が5%上がっています。

- ③については、今までは

500万円 × 法定相続人

が生命保険金の非課税限度額でしたが、「法定相続人」の内容が、未成年者・障害者・同一生計親族に限定されました。

④については、団塊世代や高齢者が手元にある財産を直系卑属に贈与する場合は、税率を緩くするというもの。

昨年の小規模宅地等の評価減という、ある種の優遇税制も厳しくなったのに続いて、課税の対象になる方が増えて来ます。

こう言ったことから、揉めそうな背景を抱えているような場合は遺言書について検討されたり、生前贈与や子や孫への財産移転など所要の準備をされることをお勧めします。

後発医薬品の使用状況

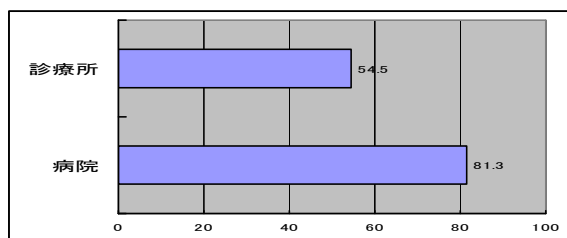
後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは、特許が切れた医薬品を他の製薬メーカーが製造、あるいは供給する医薬品のことで、日本では数年前から増大する国民医療費を少しでも抑える政策として積極的に使用を促進するように政策的誘導が行われています。

今回、この後発医薬品が実際にどの程度医療現場で使用されているかの調査結果が発表されました。

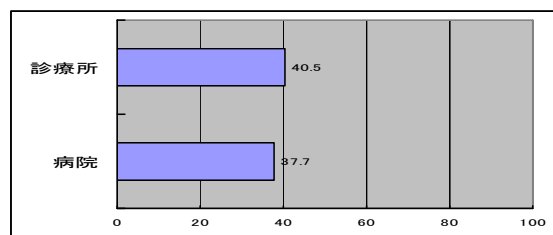
出典：厚生労働省資料

◇患者において使用している

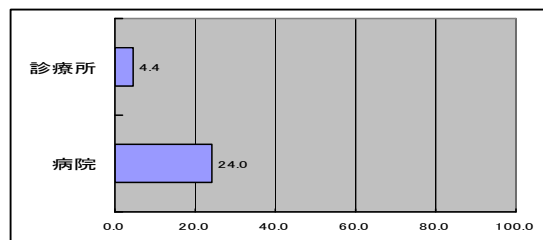
※「積極的に使用している」「一部は使用している」を合計



◇後発医薬品に消極的な理由「現在の銘柄を長年使用しており信用しているから」



◇後発医薬品を使用して問題を生じた経験がある



上記設問では、いずれも入院患者を対象にした設問で、単位は%です。

少しずつではありますが、着実に後発医薬品の使用は増加しています。しかし、医療現場では、「効果、効能に違いがある」といった意見があることも事実です。更なる努力、工夫が求められます。

Medical News 2011.2.1号

税理士法人CFTパートナーズ

株式会社クラウン経営サポート

〒541-0051 大阪市中央区備後町3-4-8 フクエイビル6階

TEL: 06-6228-3345 FAX: 06-6228-3346

E-mail: asou-tax@nifty.com <http://www.cft-partners.jp>